

○長野市文化芸術及びスポーツの振興による文化力あふれるまちづくり条例

平成21年 9 月25日 長野市条例第38号

改正

平成27年 3 月27日 条例第 4 号

長野市文化芸術及びスポーツの振興による文化力あふれるまちづくり条例

私たちの住む長野市は、美しい山並みに囲まれた豊かな自然に恵まれ、多彩な文化芸術をはぐくみ発展してきた。近年においては、冬季オリンピックの開催によりスポーツの都市として広く世界に知られるとともに、新たなスポーツ文化を築いてきた。

私たちが継承し、はぐくんできた文化芸術及びスポーツには、人生をより豊かにする力、世代を超えた喜びや感動をもたらす力、人々の心のつながりや連帯感を形成する力など様々な力がある。これらの力を「文化力」とするなら、物の豊かさだけではなく心の豊かさが求められている今こそ、この文化力に満ちた地域社会の形成が必要である。

ここに、私たち長野市民が互いに連携し、協働しながら、文化芸術及びスポーツの振興に力強く取り組むことにより、地域社会への誇りと愛着を醸成し、もって文化力あふれるまちづくりを推進するため、この条例を制定する。

(目的)

第 1 条 この条例は、文化芸術及びスポーツの振興による文化力あふれるまちづくりに関し、基本理念を定め、市の責務並びに市民並びに文化芸術活動又はスポーツ活動を行う個人、団体及び事業者（以下「市民等」という。）の役割を明らかにし、もって文化力あふれるまちづくりの実現に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第 2 条 文化芸術及びスポーツの振興による文化力あふれるまちづくりは、市民等が誇りと愛着を持つことのできる活力に満ちた地域社会の実現を図ることを旨として、行われなければならない。

2 文化芸術及びスポーツの振興による文化力あふれるまちづくりは、市民等の自主性及び主体性が十分に尊重されることを旨として、行われなければならない。

3 文化芸術及びスポーツの振興による文化力あふれるまちづくりは、市民等の文化芸術及びスポーツに対する意識の高揚を図ることを旨として、行われなければならない。

4 文化芸術及びスポーツの振興による文化力あふれるまちづくりは、市及び市民等がそれぞれの役割を担い、相互の連携及び協働により推進することを旨として、行われなければならない。

5 文化芸術及びスポーツの振興による文化力あふれるまちづくりは、市民等が等しく文化芸術及

びスポーツに親しみ、参加し、又はこれらの活動を活発に行うことができる環境の整備を図ることを旨として、行われなければならない。

(市の責務)

第3条 市は、前条に定める基本理念にのっとり、文化芸術及びスポーツの振興に関する施策を計画的に推進するものとする。

2 市は、前項の施策の計画的な推進に当たっては、市民等の意見を反映させるよう努めるものとする。

3 市は、市民等の自主的かつ主体的な文化芸術活動及びスポーツ活動を支援するよう努めるものとする。

(市民等の役割)

第4条 市民等は、自主的かつ主体的な文化芸術活動及びスポーツ活動を通じて、文化芸術及びスポーツの振興に貢献する役割を果たすよう努めるものとする。

(財政上の措置)

第5条 市は、文化芸術及びスポーツの振興に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成27年3月27日条例第4号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。